

○国民年金第2号又は第3号被保険者から第1号被保険者に移行した者に対する適用促進について

(平成17年4月20日 庁保険発第0420001号)
(地方社会保険事務局長あて社会保険庁運営部年金保険課長通知)

標記については、「国民年金第1号又は第3号被保険者に係る資格取得、種別変更又は種別確認の届出のお知らせ(勧奨)の実施について」(平成10年3月2日庁文発第497号。以下「届出勧奨実施通知」という。)に基づき、資格取得、種別変更又は種別確認のいずれかの届出を要する事由が発生(以下「事象発生」という。)したときから2か月後及び6か月後に被保険者種別変更の届出勧奨(以下「届出勧奨」という。)を行い、自主的な届出を促進しているところである。

しかしながら、届出勧奨を行っても届出がなく、将来無年金となる恐れのある者が存在していると考えられ、総務省による「年金に関する行政評価・監視—国民年金業務を中心として—」においては、届出勧奨によっても届出に応じないといった場合には、速やかに職権適用を実施するよう勧告をされたところである。

このため届出勧奨によってもなお未届となっている者については、下記のとおり取り扱うこととするので通知する。

記

1 趣旨

厚生年金保険等の被保険者である国民年金第2号被保険者又はその被扶養配偶者である第3号被保険者から第1号被保険者に移行した者であって、被保険者種別変更届の届出がない者に対し、届出勧奨実施通知に基づき実施している届出勧奨の様式を、より分かりやすい内容となるよう変更するとともに、変更後の様式による届出勧奨によってもなお届出がない者に対して、職権による種別変更処理(以下「職権適用」という。)を行い、もって国民年金事業の適正かつ公正な運営及び被保険者の年金権の確保を図ることとするものである。

2 実施時期

- (1) 届出勧奨状の様式を、平成17年4月送付分から別紙様式1のとおりとすること。
- (2) 職権適用については、変更後の様式による届出勧奨を行った者から実施するものとし、平成17年8月より開始すること。

3 職権適用の手順等

(1) 職権適用予定者の把握

職権適用の予定者は、届出勧奨実施通知の3の(1)及び(4)から(6)までに掲げる者であって、事象発生から6か月経過後に配信される「最終勧奨対象者一覧表(以下「一覧表」という。)」に出力された者のうち、直近の届出済の者を除いた者とする。

(2) 住所確認

職権適用の予定者について、住民基本台帳の閲覧により住所の確認を行い、住所が確認できた者について、職権適用の対象者とする。

なお、市町村と協議の上、協力が得られる場合は、住民基本台帳の確認を市町村に依頼することにより住所確認を行っても差し支えないこと。

(3) 適用処理

(2)により確認した職権適用の対象者については、事象発生日において第1号被保険者に該当したものとみなし、配信された届出勧奨状は郵送せず、当該勧奨状により種別変更の入力処理を行うとともに、徴収事蹟処理票により「特定者」の登録を行い、納付書が事務センターに別送されるよう処理すること。

また、職権適用を実施した者に対しては、「国民年金第1号被保険者種別変更通知書(別紙様式2。以下「職権適用通知書」という。)」を作成し、別送される納付書とともに送付すること。「特定者」の登録については、職権適用通知を送付後、速やかに解除すること。

なお、職権適用の対象となる第2号被保険者から移行した者については、失業等を事由とする特例免除に該当するものが多く含まれると考えられることから、職権適用通知書送付時には、制度周知用パンフレットや口座振替の案内等とともに、免除制度のパンフレットや免除等申請用紙を同封するなどにより制度周知を図り、保険料滞納が生じないよう努めるものとする。

(4) 届出に基づく修正

職権適用通知書送付後において、被保険者から第3号被保険者に該当するなど、適用すべき被保険者の種別が異なる旨の申出があった場合は、速やかに適正な届出を提出させ、被保険者種別の訂正を行い、被保険者に通知すること。

(5) 職権適用者に対する指導

職権適用を実施した者については、必要に応じて国民年金収納指導員等による戸別訪問を実施し、必要な届出や申請が適正に行われるよう指導すること。特に、第3号被保険者の該当届出や失業による特例免除の申請等について、届出や申請の提出漏れがないよう十分説明するものとする。

(6) 市町村への情報提供

職権適用対象者の該当市町村に対しては、(2)において住所を確認した後の一覧表の写しを送付するなど、該当市町村が被保険者からの照会等に対応できるよう努めること。

4 その他

(1) 職権適用の予定者の把握については、各社会保険事務局の実情に応じ、6か月経過後に配信される一覧表以外の方法により把握して差し支えないこと。また、事象発生から職権適用実施までの期間を短縮することも差し支えないこと。

(2) 職権適用の実施状況については、各月末の状況を取りまとめ、4月、7月、10月及び1月の各15日までに年度当初から前月までの状況を「職権適用の実施状況」(別紙様式3)により報告すること。

なお、報告に当たっては、社会保険庁LANシステムによる電子メールを使用し、国民年金事業室を宛先として、総務部総務課の特殊メールアドレスに送付すること。

(3) 職権適用者については、職権適用後、おおむね1年間は「国民年金保険料に係る強制徴収の取扱いについて(平成16年9月10日庁保険発第0910001号)」の1の(1)の④に該当するものとして取り扱って差し支えないこと。

(4) 別紙様式2は、各社会保険事務局の実情に応じて変更して差し支えないこと。

旧社会保険庁職員が平成21年12月に実施した職員アンケートに対する回答
(第3号被保険者の記録不整合に関するものを抜粋)

No	項目/回答者	本庁/地方庁	職種区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的に教えてください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような対策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2612	現役職員	地方庁 (鹿児島県)	社会保険事務所 専門官・係長・一般職員	第3号被保険者の問題です。 ねんきん定期便やねんきん特別便で、記録が不明でしたがその期間が3号期間中であった場合、2年以上経過する分は第3号特例期間として、3号の確認を行ったうえで第3号特例期間の処理をおこなっている。 しかし、その3号の確認作業において、住民票や所得証明書などの添付書類が多く、また健保組合においては、扶養の証明ができない場合もある。 不明な記録が、短期間だったにもかかわらず、わざわざ書類を揃えなければいけないのかとお客様からのお問い合わせ、苦情が多数受け付けられる。	記録が不明なことに基づき、第3号特例期間が生じたときの添付書類を整理化し、申立書のみにすればよいのではないかと。	社会問題として取り上げられてから、初めて年金記録問題を認識しました。一人ひとりの貴重な年金記録を保管・管理しているという考えで日々業務を行っています。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。 一人ひとりの貴重な年金記録を保管・管理しているという考えで日々業務を行っています。
7782	現役職員	地方庁 (山口県)	社会保険事務所 専門官・一般職員	国民年金第3号期間について ①第3号(2号被保険者)が喪失しても第3号期間には記録が送付されていくものから手続しなかつた場合は、その期間について第3号被保険者期間として記録は発生させられてしまう可能性がある。 ②2号被保険者の間接所得(厚生1号年金)の場合は第3号にかかる手続は必要ないことになっているため、たとえ前年度の扶養世帯に認められなかったとしても1号への特別要項の手続きをしなければ第3号期間にはその手続はなくなる。 ③収入コース(失業給付受給者がパート社員になる場合など)や経理などの理由で前年度の扶養世帯から削除される場合は第3号に第3号被保険者でなく第2号被保険者として記録されるのみであるためそのまま第3号期間として扱われる。	①及び②については第2号(2号被保険者)の喪失があった場合は再発覚で第3号被保険者も喪失されること、2号被保険者の間接所得の場合でも第3号にかかる届出は必要とする法律改正を行えば未加入期間の通知等も正確に行えると思われる。 ③については健康保険の被扶養者異動届は3枚添付になっているため、届出人等に3号被保険者の番号がある場合のみ扶養削除と同時3号資格を喪失させるようにする。(法律改正必要)	未統合の手番記録が多数あることは知っていたが確定記録の時に整理されていると思っていた。4.5年前に全体像を知った。	記録問題の原因は被保険者に情報提供なく社会保険事務所のみで統合を管理していたこと、統合後の管理からWVへの移動で全てが問題視くとしていたことだと考えます。現時点でできることは記録の整理を進めることと、今後に向けては定期的に記録を確認してもらい将来になって過去の記録について疑義を生じさせないこと。(被保険者に記録の確認責任を少し負担させることも国民のため)
2656	現役職員	地方庁 (千葉県)	社会保険事務所 専門官・係長・一般職員	①市町村などが、被保険者の1号資格取得日を誤ってしまった。補正後の結果来納月ができた。取次の補助受給後に特例便などで被保険者本人がその事実を知ったが現時点では特例付給等の制度がないため、60歳以後の任意加入を使用するしかない。 ②厚生年金法75条該当の件、専業主婦が厚生年金を2年以上回って取得する場合は、専業主婦の空白が生じしうと事例がある。被保険者本人が国民年金記録を保持していた場合、厚生年金の期間であるから当然、送付になるが厚生年金法75条該当の場合は厚生年金の期間にもならない。 ③免除経路申請について、経路申請で全額または納付額が却下になった場合、本人等が却下時の年度は免除申請ができないと誤解してしまうことや他段階免除を希望し再度申請すること等がある。ある被保険者からの問い合わせの中で、経路が却下になった場合、一度だけ他段階免除の審査を行うことはできないか、という声があった。 ④ある共済組合から2号被保険者が現存中の場合、3号被保険者へ1号被保険者への特別要項を共済組合経由で提出することや制度化するべきではないかという声が出た。本来、3号から1号に切り替わらなければならない(扶養異動を通知する等)が、他階免除の扶養を付けたのに1号の届出をせず9号の手続きでいることが非常に多いとのこと。	①特例納付制度を高度化することはできないでしょうか？ ②専業主婦の不手帳や本人が国民年金1号被保険者として納付していた場合等であれば、扶済系(特例納付のような制度等)を設けるべきではないでしょうか？ ③経路申請却下者に対して、却下時の年度に一度だけ他段階免除の審査を行えるようすべきだと思います。 ④2号被保険者が現存中の場合、3号被保険者へ1号被保険者への特別要項を共済・健保組合・専業主婦等経由で提出することを制度化すべきだと考えます。3号被保険者に対する1号被保険者の方の不公平感などが存在すること考えると、上記のような仕組みも必要ではないでしょうか？	○年金記録問題は過去の問題が現在まで残っているものだけでなく、現在も発生・進行中のものもあると思います。例えば、手帳再交付・借換等に業た方が届出済期間があるのにそれを指摘しなかつたことなどで将来新たな年金記録問題が発生する可能性がある、と思います。日常生活の中で発生するよう認識を持ちました。	○将来の年金記録問題の根を絶つためにも、手帳再交付や借換のみを目的にこれらした場合でも13号の届出済期間があった場合にはそれを指摘することを実行していかなければならないと思います。
4084	現役職員	地方庁 (大阪府)	社会保険事務所 専門官・係長・一般職員	潜在的な被保険者が多数存在する(届出者が退職した後の特別要項や届出者が再就職した3号届出が提出されたに以前の3号のままでいる) 現在は本人が社会保険事務所の窓口を訪れじっくり記録をみないと気づかない。ただし、気づいた時点では2年前の未納分までしかかかっているため、結果年金が低額になってしまっている。	社会保険庁において対象者を届出し本人に通知すべき。かつ、現時点でわかっているケースについては2年以上の届と納付もやむなしではないかと。	届に出ているのが当たり前と思っていた。実際は年金の請求時に確認されなかったと思っていた。 知った時期は平成13年頃です。(年金給付決定後)	届出の審査時に氏名検索の範囲をなるべく広くて記録を探そうとした。氏名検索の対象を広く保つておくシステムの構築を強く要求すべきであった。
4710	現役職員	地方庁 (福岡県)	社会保険事務所 次長・課長	3号届の修正処理が必要な分について3号届関係などを提出してもつたり、特別要項に記録を提出しても必要があるが、戸籍で特例期間を認識したり、夫の卒後と生計別居を保持するなどの理由が必要な届が多量に集積してきている。 また年金記録を訂正するときに「あいまいな届」が多量に集積してきている。漢字や振りの変更などでは修正できない記録があるように思われる。特に外国人の氏名検索は今の検索システムでは無理がある。 年金記録時に戸籍や学歴証明書で合算対象期間を確認しても申請は残らず、確定請求時に失くさないように持ってきてくださいとお話ししているが、一度確認した分については被保険者本人に保存義務を負わせるのは酷いと思う。	3号届の修正については、システムを改良し、厚生年金と国民年金の記録を連携させて、抜粋し部分についてエラーを出すようにすべきと思う。また戸籍などの情報を把握することが必要と思う。住居情報をもとに修正するべきではないかと、被保険者本人からの戸籍簿などの提供を受けるなどして対応期間を把握する必要があると思ふ。 扶養についてはシステムの改良が望まれる。 年金記録時に戸籍や学歴証明書で合算対象期間を確認した場合、一度確認した分についてはPDF化するなどでシステムに取り込むようにすべきと思う。	記録の管理の問題。また、被保険者の手帳番号の管理の問題と認識していた。 国民年金法に在籍して国民年金被保険者台帳をマイクロフィルムで確認した後にすべての記録がマイクロフィルム化されておらず、マイクロフィルムがない人は、特例記録がないという説明を受けたが、すべての加入記録、納付記録は確定時まで保存すべきではないかと疑問を持った。 また、遺留録に在籍中に一人の被保険者が複数の手帳を持っている事象がありまじりに多く、取得届の処理時に残置の番号がある旨の説明を事業所にしたが、回答が低く、年金制度に対する意識の低さにあきれた。 15年ほど前のことである。	書類の保存に関しては、個人でできる問題ではなく、どうしようもなかったが、手帳番号の管理については事業所の担当者や、被保険者個人に対し年金手帳を大切に保管し、記録をつけておくことがいかに大事かを説明した。反省すべき点としては、制度発足時にコンピュータ処理は行われていないが、紙台帳での処理であったが、書き換え時や運送時に手帳番号や氏名、生年月日等が誤ったのではないかと考えられる。その後のコンピュータへの入力時にも同様のことがあったと思う。手書きの文字は画が読み取りにくいこともあり誤りをまったくなくすることはできないと思われるが、その当時から本人への納付状況の確認などができなければ誤りが拡大することにはなかつたと思う。また、書類の完全な保存と、マイクロフィルム化がなされていなければ誤りの訂正は不可能であったと思う。今後、本人への記録の提示と確認を継続し、住民票と連携し、たとえば出生時から基礎年金番号を抽出し、住民票にも番号を取捨てるなどの方法で今後このような問題が発生するのではないと思う。

No	調査員/氏名	庁舎/部署	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じですか、具体的に教えてください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方向をたよればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような反省点を挙げるとお考えですか。
5586	調査員	地方庁(岐阜県)	社会保険事務局 専門官・係長・一般職員	国民年金第3号被保険者について 被扶養者に指定されるときは3号被扶養者には事業主からの届出が義務付けられ、届出もあれば黒く塗りつぶされておられ、扶養抹消されたときの1号への特別変更の届出は本人からとなっており、届出も抹消されることは指定され、配偶者が厚生年金の被保険者の場合は、期満に届出が送付されれば保障されていることですが、しかし、共済組合員の被扶養者となっている3号被保険者について、扶養抹消された場合、社会保険庁から届出が送付されているかどうかは、はっきりしません。 家業、何年か前に扶養から抹消されているのに3号のままでいると、わかるとともに扶養で再期間が経過してしまえば、再被扶養で、3号であった人は抹消されますが、3号でいた人は抹消とならずに、本人の責任と責任を伴いますが、中には抹消に気づかず、3号特例の記録の請求を受けてしまうケースがあると思われます。 配偶者の加入する制度により違いがあるというのはいかがなものでしょうか？	同じ取り扱いはするために、共済組合の協力が当然必要となります。共済にとっては余計な仕事と思われるかもしれませんが、随時でなくとも、年1回の確認事務等に併せて情報提供に協力いただき、扶養抹消された場合には2号喪失等の場合と同様に確実に届出勧奨・届出選考を適正に行えるようにする。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。 年金問題として取り上げられるようになる前から、記録の不備については業務上認識はしていました。	年金請求の際に本人には記録の確認を当然行っているはずでしたので、年金受給時までは、記録が整備されるものと思っていました。ただ、本人も覚えておらず、記憶違いの間々あることや、記録自体が間違っていたり、抜けたりして気づかないこともあり、また遺族年金の請求時には、婚姻前の記録の確認が難しいこともあり、やはり、その時々で確認しなければいけないと思いました。
7477	調査員	地方庁(熊本県)	社会保険事務局 専門官・係長・一般職員	国民年金第3号被保険者期間中に厚生年金の期間があった場合、手続きとらなければ、厚生年金資格喪失後無資格期間となっていたケース。	決定されているかと思いますが、厚生年金資格喪失後の3号期間については手続きをとらなくても3号期間として資格を継続させ本人に通知する。	本庁と地方事務所間の意思疎通、コミュニケーション不足。本庁と事務局のガバナンス欠如。地方事務所内での上司の指導力不足。	本庁からの指示が地方事務所にとりかかり伝達できるシステムや組織を構築する。 上司と積極的にコミュニケーションをとらず受身であったことが反省点です。
9287	調査員	地方庁(北海道)	社会保険事務局 専門官・係長・一般職員	・社会保険又務センターが管理する「旧台帳」の記録がWVで確認できない。 ・年金記録の判明が必ずしも年金額の増額につながる。そのため、「統合されない手帳番号」が解消されない。 ・確定後の3号期間中の厚生年金記録判明について、平成21年8月に「厚生年金資格喪失後の期間については3号特例とせず、3号期間とする」旨の通知があったが、この場合「まった手続きをしながら」の方が「厚生年金に加入した時点で国民年金の喪失手続きを行い、喪失後の国民年金加入手続きを喪失していた(1回の手続きを行った)者」より有利な取り扱いとなっている。 また、未承認と認められない期間(配偶者の厚生年金喪失時、配偶者が65歳以上となった際)の手続きが済んでいないまま確定されているケースが懸念される。	「旧台帳」記録をWVで確認することにより、期間適合(記録適合)業務が飛躍的に進むことが期待できるため、その作業を行うべき。 ・記録の判明により添額になる者については「現在の年金額」を保障する取り扱いをしない限り「統合されない手帳番号」の解消につながる。 ・3号期間についてはさまざまな問題があり、「年金を受給している者」には現在の年金額を保障した上で登録されている配偶者記録との適合が必要ではないかと思われる。また、「いつ手続きをとったか」で取り扱いが変わるのは不公平であるため、取り扱いを平等にするべき。	「この他に年金期間があったら必ず申し出るはず」と考えていた社会保険側が「国のやることに間違いはないはず」と考えていたお客様側の「息災のすれ」により生じた問題であるとの認識があった。平成15年に年金給付法に改正、その1年後くらいには、この「すれ」の存在には気づいていた。	・当時係長候補等で本人と疑われる記録が検索されても、「事業所名」をそのまま申し上げることは許されていなかったため、「所在地」や「職種」などでできる限りの情報を伝え、思い出してもらうように対応していた。 ・現時点で見た場合「申し出たかったが、とてもそんな雰囲気ではなかった」という社会保険のお客対応のまさぐりが、まず第一の反省点として挙げられると思う。記録管理の社員と(生年月日入力の誤り・氏名のふりがな誤り)等も反省点として挙げられる。
10844	調査員	地方庁(東京都)	社会保険事務局 専門官・係長・一般職員	国民年金第3号被保険者の制度について、仮に第2号被保険者が統合事業所に加入して1号被保険者の扶養から収入パーパスなどで扶養から削除されたとしても、本人が(再加入の手続きをとらなければ)、その事業主第3号被保険者としての記録が記録することとなり、事業主も困窮するため、ましく不平等な状況になる可能性がある。	扶養抹消の届出イコール第3号被保険者としての資格喪失との見直しを判断し、記録の入力処理が行えること。なお、扶養抹消の際に第3号被保険者の資格喪失としての届出を同時届出させることにより、解消できると思います。ただ、喪失処理後に加入の届出は必要だと思います。	志に基礎年金番号への厚生年金や国民年金番号の統合も、本人の年金手帳複数作成、紛失による乗換等の結果が majority の理由として考えられ、少数の理由としては統合から履歴化の段階での登録誤り、先にあげた内容を全て感じるようになったのは平成9年以降です。	所属していた区ごとでできることは限られているが、とありえず、同一人物に対して複数の年金番号を作成しないよう気を付けていた。年金手帳複数作成はもった当時も留意するべきだったと思う。
10845	調査員	地方庁(大阪府)	社会保険事務局 専門官・係長・一般職員	①厚生年金被保険者期間が重複している場合には標準額をカット・合算することになっているが、実際には合算の表示があるものの、標準額が合算されていないケースが多い。 ②国民年金第3号被保険者の記録について、配偶者の第2号記録と一致しないケースが多い。 ③遺失の経緯年月日(退却日)をそのまま資格喪失日の際に記入するため、月不連続の場合に厚生年金加入期間が1ヶ月超過するケースが多い。	①統合確認とコンピュータとの適合 ②国民年金第3号と配偶者の第2号記録との適合 ③社会保険と雇用保険の届出方式の統一	このような複雑な問題があるとは認識していませんでした。この問題の存在は、最近知りました。	社会保険庁の方針にもとづき、最優先課題として取り組みました。反省点は、統合前からコンピュータへの年金記録の移行が完全に行われなかったことと考えます。
11025	調査員	地方庁(東京都)	社会保険事務局 専門官・係長・一般職員	継続している人ならば継続している事実ですが、国民年金第3号被保険者について、パートタイマーなどの収入がオーバーした場合は、本来自分自身で1号被保険者の手続きをしなければならぬが、その点を知らずに1号の事業主第3号被保険者になり継続しているケースが懸念される。現在の記録状況がカバーできない部分もあってしまっている。 まじめに記録を払っている人に対して、不平等感が生じ、全体的な記録収入減や、本人の年金受給権をなくしてしまうことにつながる恐れがあるので、何かしら対策を講じる必要があると考えます。	区市町村からの情報提供や、住基ネットとの連携、納税番号制の導入とそれとの連携などが考えられます。 あとは、消極的な考えでは現行の3号の届出を改め、1号加入手続きをなくして貰いように、死亡以外に3号の喪失届を認めるようにして貰う、という方法もあります。	いつ頃かははっきり覚えていません。しかし、基礎年金番号導入以前に、厚生年金の資格取得を担当していた時、会社も本人も番号がわからない、といわれた際に、将来取得している事か不明な場合はその記録はどうなるのだろうか、と心配した覚えがあります。	番号を複数持っていることが、電話帳などでわかった場合は、年金受給時などを待たずに、統合するよう働きかけました。年金制度によって番号が別々だった点も原因の一端だと思いますが、本人への確認を徹底してなかった会社側にも原因があると考えます。また、入社の際などに名前や年齢を偽って他人の番号と偽られるような事も多々あったらうので、そのような記録を生み出した被保険者の自己責任とも思えます。また、広報が徹底できなかったのも一因だと思います。
11342	調査員	地方庁(神奈川県)	社会保険事務局 次長・課長	厚生年金給付手当金の支給年月日が、次の厚生年金資格記録の期間内であった場合、給付手当金支給記録が取り消され、通常の資格記録にもどっているのは、不公平と感じます。 記録問題は、ややこうかもしれませんが、国民年金第3号被保険者が、配偶者記録からの被扶養者である場合、扶養抹消になった時、本人より申し出がなく、配偶者記録からの情報提供もなく、本来、1号被保険者にならなければならないが、3号被保険者のままで記録されているような状況が存在していると思います。	わかりません。	気づいてははつきり覚えていません。なぜ、マイクロソフトの原簿の氏名判別が、ないのだから、と疑問をもちました。誤り申し出たことがある人には、たまたま、別人の統合されていない記録の存在に気づいても、持ち主をみつけて、救ってあげるとなど、自分ひとりでは、再確認はできませんでした。	期間調査については、個人的に、時間外労働で、なるだけ、あらゆる可能性を考えて、調査をするしかありませんでした。
50060	調査員	本庁	部長級以上	いずれも既知に知られている問題ですが、昨年11月から、年金特別便や年金定期便の仕分け作業(ボランティア)として参加した経験から感じたことを書いておきます。本調査に「年金記録問題」には、次のような事象があります。として6つの問題が判明されており、私達の作業でも確認してきた(ただし、未納金、未収記録は私達の作業では判明に止まる)。オンライン記録への入力ミスをはじめ、多くは社会保険庁や国民年金の運用・保険料徴収を行ってきた市町村の事務処理の問題であるが、次のような例を数多く見て、役所サイドの努力だけでは問題は解決しないと思った。 ・主に女性に多いが結婚・離婚による氏名変更や3号被保険者の届出がなされないケース ・基礎年金番号を複数所持しているケース(役所の番号管理にも問題があるが)・保険料納付の思い違い(国民定期が始まった昭和5年10月から記録料徴収が始まった昭和36年4月までの6か月分、保険料を納めていたと誤認している例が非常に多い。)・事業主が当初から従業員への納付を実際より低く申告しているケース(数は少ないが)。 なお、オンライン化以前の記録については、年金特別便の届出から見て間違いは少ないように見受けられるように、オンライン化自体は評価できている。	現時点において、あるいは当面とすべき方向については、問題を熟知して対応を取らうとしている社会保険庁や年金受給者の皆さんの知恵にお任せします。 年金記録の適正維持のためには、役所サイドの取り組みは勿論ですが、国民の側の協力も必要です。そのためPRなども行われるので、年金特別便の回答率(60%台?)の低さから見ても、国民の協力を求めるにも限界があります。 過去記録の整理が一定程度にまで進んだところで、年金番号も国民年金番号も国民年金番号も統一した番号を制度化することを考えるべきではないでしょうか。	この問題の存在を知ったのは、ここ数年、国やマスコミで問題が取り上げられるようになってから。	

職員アンケート分類集計表

本集計は、昨年12月に旧社会保険庁全職員及び退職者に実施したアンケートへの約1万7千名の回答の中から、年金記録問題の解決につながりそうな記述、正しくない記録を発見する契機となりそうな記述など、今後の年金記録回復委員会の議論の参考となりそうな記述として作業班が抜き出したものを分類整理した結果である。

抜き出し・集約した回答者総数		2550
A	年金記録問題が発生した原因	498
1	社会保険庁・事務所側の問題によるもの (事務処理の問題) ① 年金手帳の重複発行 ② 紙台帳からの切替時の処理誤り ③ 事故リストの処理未確認 ④ 転出入の際国民年金の台帳を転出先社会保険事務所に郵送する際の事故 (体制の問題) ⑤ 記録管理体制(予算・人員)が不十分 ⑥ 中央と地方の意思疎通ができていなかった (労働組合の問題) ⑦ 職員団体(労組)への対応が弱かった(オンライン化反対、事故補正業務拒否など) など	177
2	本人側の事情によるもの ① 偽名・偽生年月日による加入 ② 前歴を隠して、新たな年金手帳を取得 ③ 夫婦で国民年金保険料を一人分のみ納付 ④ 年金制度に対する無関心・無理解 など	222
3	事業所が関係するもの ① 実在しない事業所・実在しない被保険者が存在 ② 従業員が知らないまま加入資格改定や標準報酬を変更 ③ 誤った報酬月額を故意に届けてくる事業所が存在 ④ 事業所の届出漏れ(正規職員及びアルバイト・パートタイマーの常用者) ⑤ 資格取得届時に年金手帳の記号番号を記入しない事業所が多かった ⑥ 試用期間など入社即加入となっていないケースあり ⑦ 事業所が届出の際、氏名、生年月日を誤記入 ⑧ 月末退職者の資格喪失日記入誤り ⑨ 脱退手当金を退職金・退職祝い品として本人へ支給 など	157
4	その他	16
B	保有する記録の状態に関するもの	152
1	なくなっているもの ① 戦災や災害等による記録消失 など	56
2	保管状況が悪いもの	8
3	マイクロフィルムに関するもの	10
4	不正確となっているもの ① 転記・入力ミスによる記録の誤りのケースあり ② 国民年金第3号被保険者の記録が厚生年金加入、扶養削除などで不正確となっている・配偶者の記録と合わないケースが多い など	85
5	その他	1
C	現在の年金記録回復作業の問題点	142
1	記録の統合に関するもの ① 相談で誤認や勘違いが多い ② 記録統合の結果年金額減額となる場合の統一見解が必要 ③ 年金記録の調査回答が本当にとことん調べた結果なのか疑問あり ④ 期限設定など解決を急ぐあまり、調査が不十分で誤った回答になる恐れあり など	122
2	その他 ① 脱退手当金記録の不備の補正を業務センターへ依頼すると、脱退手当金記録が取消され年金記録が復活することあり など	21
D	年金記録回復に向けて取り組むべき方策	1449
1	体制に関するもの ① 人員増が必要 ② 記録照会等に経験を有する者の増員、協力 ③ 専門チームを編成すべき ④ 年金記録の専門部署を立ち上げるべき ⑤ 事務所単位・各県単位での資格照会作業を全国又はブロックにまとめて行う ⑥ 人材育成の強化・研修など ⑦ 派遣職員等年金業務の経験のない者の作業には懸念あり など	861
2	作業に当たり協力を仰ぐべきもの ① 市町村 ② お客さまのご協力を呼びかけるべき など	123
3	今後解明すべきもの ① オンラインに入っていないカセット記録の開放 など	235

4	記録の検索に関するもの ① 記録検索キーの追加 ② 氏名検索システムの改善 ③ 事業所検索システムの改善 など	63
5	処理時間の短縮に資するもの ① 共済データの一本化の推進 など	13
6	特別便に関するもの ① 広報などによる未回答者の回答促進 ② 未回答者への電話・戸別訪問 など	73
7	5000万件の未統合記録に関するもの ① 確認不可能なものは確認不可能として整理するべき ② 宙に浮いた年金記録を別管理・公開 など	25
8	紙台帳との突合に関するもの ① 紙台帳の徹底調査・突合の推進 など	101
9	年金記録の確認に関するもの ① 自分の年金記録をいつでも確認できるシステムの整備 ② 調査で本人・別人の判定がついたものには確認記録を登録する など	30
10	情報提供に関するもの ① 処理状況の情報を積極的に公開 ② 年金制度の周知 など	49
11	その他 ① 各県の特色などノウハウを生かした調査手順マニュアルを作成する など	30
E	年金記録回復の基本方針	323
1	一定条件下で申し立てどおりの回復をすべき	101
2	お一人お一人伺って確認するしかない	91
3	記録問題の着地点を考えるべき	58
4	安易な記録回復はモラルハザードになり公平性に問題あり	42
5	優先順位をつけて対応すべき	36
F	今後の業務の改善	294
1	基礎年金番号に関するもの	8
2	システムに関するもの ① 外国人被保険者の氏名検索の統一 ② 第3号被保険者記録の配偶者情報等との突合による適正化のためのシステム改善 ③ 再裁定及び支払の早急処理のためのシステム改善 ④ 総合調査等の結果をオンライン上で見られるようにする。 など	81
3	適用に関するもの ① 被保険者ゼロの事業所あり ② 他の官公庁と連携した確認 など	59
4	お客様に関するもの ① お客様に迷う文章はわかりやすくするべき など	14
5	制度のあり方に関するもの ① 国民年金第3号被保険者の記録を適正なものとするため本人への通知、配偶者の記録の点検などを行うべき ② 国民年金第3号特例措置で証拠書類が整わず未納になる、申し出日＝納付日となって返納が出るケースあり ③ 年金手帳方式は廃止し総背番号制など新たなシステムにすべき ④ 社会保障番号、納税者番号等の導入 など	111
6	制度の理解に資するもの	21
7	体制に関するもの	12
8	その他	10
G	その他	33

注1) 「抜き出し・集約した回答者総数」は実人数である。

注2) 一人で複数事項にわたり回答している者がいるので、A～Gの合計と抜き出し・集約した回答者総数とは一致しない。

注3) 各区分欄で具体的に書いてあるものは例示である。

平成 22 年 3 月 27 日政務官、29 日大臣説明資料より抜粋

10-03-29

職員アンケートからの

記録問題への対応策 (未定稿)

(3) 3号被保険者の記録が、厚年加入・扶養削除などで不正確となっている、ないしは配偶者の記録と合わないケースへの対応策

A. 現況

2号被保険者(例:夫)が転職により第1号被保険者になった場合など、その配偶者で第3号被保険者であった者(例:妻)が第2号被保険者の被扶養者でなくなった場合は、第3号被保険者(例:妻)も第1号被保険者になるための届出をし、保険料を納付することが必要である。しかし、この届出がなされず、第3号被保険者のままになっている場合がある。

B. その背景

被扶養者でなくなった配偶者に対する種別変更の届出勧奨や種別変更の処理が徹底されていなかった。

C. 対応策

本来、第1号被保険者に種別変更すべき期間において第3号被保険者のままになっている場合の取扱いは、次の方向で検討する。併せて、同様の状況が今後生じないように、届出勧奨や種別変更の処理を徹底する。

1) 受給者

既に裁定が行われていることから、現状のままとする。

2) 被保険者

将来に向けては、速やかに第1号被保険者に種別変更し、保険料の納付を求める。

過去の期間については、保険料の時効が到来していない過去2年間を除き、現状のままとする。

第 177 通常国会 (参) 予算委員会 (平成 23 年 3 月 4 日) 議事録 (抜粋)

(自民) 世耕弘成議員の質疑

(中略)

○世耕弘成君 この年金記録回復委員会では専門家の委員から、ほかの記録問題とは違って制度そのものの問題であり、質的に違うという指摘が出ているんです。真面目に払っている人に対する背信行為だという発言も出ているんです。

ここで思いとどまっていればこんなことにならなかったんですが、大臣、どうして思いとどまらなかったんですか、十五日の通知発出を認めたんですか。

○国務大臣(細川律夫君) 事実を申し上げておりますけれども、その通知については私は当時知りませんでした。

(中略)

○世耕弘成君 いかにかいげんにこの制度が考えられたか。私が今ほんの数十分質問しているだけで、三月二日の大臣談話も中身が違いました、職員に配っている Q & A も中身を撤回します、そして国会に、衆議院予算委員会に提出した大臣のペーパーも中身が違いましたと。いかにかいげんかということですよ。これ猛省を求めたいし、これは私は大臣の責任は不可避だということを明確に申し上げておきたい。

そして、時間がないから立法でやらなかったと言っていますけれども、去年三月に方針を決めてからやるまで、十二月まで時間があつた。九月までの間は長妻大臣、九月からの間は細川大臣。なぜこの間に我々に働きかけなかったんですか。与党にも働きかけていないと聞いています。その責任をどう考えられますか。

○国務大臣(細川律夫君) これは、実際のこの運用三号につきましては私はその間ちょっと知らなかったということで、その点については誠に不明を恥じるところでございます。

○世耕弘成君 知らなかったということを認めるんですね。全く通知が出るまで知らなかったということ認めるんですね。知らなかったんですか。

○国務大臣(細川律夫君) そのとおりでございます。

(以下、略)

(自民) 田村憲久議員の質疑

(中略)

○田村(憲)委員 密室じゃないということは国民の皆さんがわかっている、そういう話ですね、開かれたところでやったと。

大臣、あなたはいつ、こういう事実があったとお知りになられたんですか。いつ、課長通知で、運用でこういうような行為がなされたということをあなたは知ったんですか。

○細川国務大臣 私自身は、昨日の予算委員会の方でもお答えをいたしましたけれども、私がこの運用三号のことについて事務方から説明を受けたのは、ことしになって一月の末ごろ、下旬だと思えます。

(中略)

○田村(憲)委員 普通は、こういう会議は事前に担当が説明に来て、こういう議題で会議をします、大臣、冒頭、あいさつをしてください、時間があったら出席してくださいという話だと思いますよ。お忙しかったのはわかる。だから、冒頭であいさつだけで抜けられたのもわかる。しかし、何か今の話だと、これはちっちゃい話で、大きい方が年金記録の突合の話ですか、そちらの話であったと。全くおかしいですよ。こちらの方が大きいぐらいの話ですよ。

これはやはり大臣、政治主導といいながら、全くもって、あいさつだけするんであって中身の議事は関係ないから私は中身を知らなくてもいいんだというような、そんな姿勢が見えて仕方がないんですよ。あなた方が言われた政治主導というのは一体何だったんですか。ここが最後のチャンスだったんですよ。もし、ここの事前説明で大臣がこれはまずいぞと初めて知って、やるべきでないとお決めになればとまったかもわからない。それをあなたはみずから放棄してしまったんです。

この会議に出ているというのは、たとえあいさつだけだったにしても非常に重い話ですよ。あなた自身が本来知らなければいけなかった事実を、ここでみずから耳をふさいで聞かなかったのと同じなんです。責任、どう感じるんですか

○細川国務大臣 確かにそのときに説明を受けて内容について私が熟知したならば、そこで私も当然、これはもう一度考えなければ、こういうことを当時考えたんだろうというふうに思います。私がかしこの一月の下旬になって事務方から説明を受けたときに、私もだからその事務方について相当強い口調で、なぜこれを私のところに説明しなかったんだということで叱責もいたしたところでございます。

そういう事実関係でございまして、それは委員が言われるように、十四日の年金記録回復委員会の場で私がしっかりそのことを知っておくべきだった、それはもう、今となっては当然そう思っております。

○田村(憲)委員 もしそのときに知っていれば、課長通知を出さずにこの運用をとめておられたというところでいいんですか、今の話は。

○細川国務大臣 私が事務方から最初にこの問題について説明を受けましたときに、先ほど言いましたように、こんな大事なことをなぜ説明しなかったのか、こういうことと、もう一つは、もう既にずっとやっているということで、これはすぐにストップできないか、とめられないのか、こういうこともお話ししたりいたしまして、最初に私がこの問題について知ったときにそういうことを思いましたので、十四日の回復委員会で、その場で私が知ったということ、あるいは、事前にその会議の内容を聞いていたならば私なりの考えをそこで話をしたというふうに思っております。

(公明) 坂口力議員の質疑

○坂口(力) 委員 (中略)

一つは、大臣が交代されますときに、厚生労働大臣事務手続書というのがございますね。前の大臣から分厚いのをもらって、そして署名するという儀式がございまして、その厚いのをもらって、ちゃんとそれはお読みになったかどうかはわからぬし、私も全部読んだ記憶があるとは言い切れないわけでありましてけれども、でも、大事なところは、各局が来まして、今こういう問題があります、ああいう問題がありますということを各局がいろいろと教えてくれまして、一週間ぐらい聞き続けた記憶がございまして。それはもう幅広いですから、聞いても右から左へ抜けていくような気もしますけれども、たくさんのごことを聞いた記憶があります。

それで、この事務手続書の中にこの年金の運用三号の問題が書いてあったかどうかです。後ろを見ておみえになるところを見ると、余りお読みになっていないんだらうと思いますけれども、これだけ重要な問題でありますから、きちっと書いてあったかどうかです。書いてなかったとしたら、年金の長妻と言われた長妻前大臣はもつてのほかだと思えます。しかし、もしちゃんと書いてあったとしたら、大臣が私は知りませんでしたと言うのは通用しなくなる。

だから、これはなかなか大事な話で、全部それをごらんになったかどうかは別にして、引き継ぎ書としてもらった以上は、それはもらったということですから、大臣がそれをごらんになるという前提の上でもらわれたわけでありまして、そこをひとつ、大事なところですのでお聞きをしたい。御答弁いただけますか。

(中略)

○細川国務大臣 (中略)

それから、今、厚労省の方から連絡がございまして、先ほどの私の引き継ぎの件でございましてけれども、前大臣からの私への引き継ぎ書の中にはこのいわゆる運用三号の件についてはなかった、存在しないということでございます。

(中略)

○坂口(力) 委員 (中略)

さて、最初の問題に戻りますが、長妻大臣から引き継がれた引き継ぎ書の中にはこの問題は書いてなかった、これはやはり問題ですね。これだけ大きな問題を次の大臣に引き継ぐのに、引き継ぎ書に書いてないというのは、これは私は問題だと思いますね。

細川大臣は言わなくてもみんなよく御存じだから書かなくてもいいというふうに思ったのかどうかは知りませんが、でも、大臣がよく御存じである、御存じでないは別にして、現在一番問題になっていること、これから先、それをさらに継ぎ足してやってもらわなければならないことは、あの中に書くんですよね。それがその中に書いてなかったというのは、ミスター年金と言われた人にとっては甚だ落ち度があったということでしょうかね。

だから、ここは、厚生労働省の中の引き継ぎ、次から次にかわるわけですから、継続しておる問題がたくさんあって、大きな問題がある。大きな問題はきちっと引き継ぎもし、そしてちゃんと言ってもらわないと、大臣もわからないですよ。ですから、そここのところはひとつこれから改革をしてもらいた

い。

大臣に何を報告するのか。全部報告されたらたまったものじゃないですね。多分、今、厚労省のお役人、数万人はお見えになると思います。私のときには国立病院がありましたから十万人だったんですけども、国立病院はちょっと独法で横に抜きましたから、でもまだ数万人はお見えになるというふうに思います。だから、一々全部報告してもらったら、厚生労働大臣はパンクしてしまいますね。だけれども、大事な問題は大臣にきちっと報告をしてもらわなければならないし、ましてや、引き継ぐときにはちゃんとそれは書いておいてもらわないといけないと僕は思うんです。

そうしますと、大臣としては、その引き継ぎ書をよく見られたかどうかは別にして、書いてなかった、そして、その後、各局からいろいろの現状の報告を受けられた、その現状の報告を受けられた中にもこの三号問題というのは含まれていなかった、そういうふうに理解してよろしゅうございますか。

○細川国務大臣 大臣に就任をいたしまして、各局からいろいろなレクチャーがございまして、当面の課題についていろいろとお聞きをいたしました。

その中で、いわゆる運用三号の件については、事務方からの説明はございませんでした。

(以下、略)

第 177 通常国会 (衆) 厚生労働委員会 (平成 23 年 3 月 8 日) 議事録 (抜粋)

(自民) 加藤勝信議員の質疑

○加藤(勝)委員 (中略)

まず、第三号被保険者の記録不整合問題について取り上げさせていただきたいと思います。

先ほど、我が党の田村委員からも御質問させていただきました。大臣の課長通知の発出あるいは課長通知そのものの認識についてはございましたが、ほかの政務三役の方は、十二月十五日に発出されたことをいつ御存じだったんですか。担当の副大臣、政務官にお伺いいたします。

○岡本大臣政務官 大塚副大臣は、十二月時点では御就任されておりました。

私は、十二月十五日のこの発出の前に、年金局からこういった通知を出したいという旨の話を聞いておりました。

もう少し説明をさせていただきますと、当時、他の案件で協議をすることがあり、話をする中で、年金局の方から、運用三号というものが、既に大臣決裁があり、そして実施をするための手続をとって実施をするという状況になっており、これについてはもう私の決裁は要らず、既に決裁が済んでいるからこれは粛々と進めるという旨の御説明、内容についてももちろん伺いました。その時点で若干違和感を感じたのは事実としてありましたけれども、組織としての継続性というものもあり、それについての、発出について聞いたということでございます。

(以下、略)

第三号被保険者の不整合記録に関する質問主意書

衆議院議員阿部知子君提出（平成23年2月17日提出 質問第73号）

（平成23年2月25日の答弁書の抜粋）

問一 過去にさかのぼって一律に救済する「運用三号」は、届け出主義を基調とする現行法に抵触すると思われるが、政府の見解を明らかにされたい。現行法に抵触しないというのであれば、「運用3号」の法的根拠を明らかにされたい。

問三 厚生労働省の説明によれば、第1号被保険者に移行の届け出を行わず未納のままの対象者を救済する根拠として、制度が創設された昭和61年から平成10年3月までは「行政の取り組みがほとんど行われなかった期間」、平成10年4月から平成17年までは「行政の対応が不十分な期間」としている。

- （1）この「ほとんど行われなかった」あるいは「不十分」であることが、救済の理由であるとすれば、これは「行政の瑕疵」あるいは「行政の不作為」ということになると思うが、「行政の瑕疵」あるいは「行政の不作為」を認めるとすれば、その期間はいつからいつまでなのか。
- （2）「行政の瑕疵」あるいは「行政の不作為」を認めないというのであれば、その理由を明らかにされたい。
- （3）「行政の瑕疵」あるいは「行政の不作為」を認めないのであれば、認めずに特定の対象者を一律救済することは可能なのか明らかにされたい。

（答） 国民年金法（昭和34年法律第141号）上、第3号被保険者は、その配偶者が第2号被保険者の資格を喪失したことにより、同法第7条第1項第1号に該当するに至った場合には、当該該当するに至った日から第1号被保険者となるものである。この場合、当該被保険者は、同法第12条第5項の規定に基づき、第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の届出を行わなければならないこととされているが、当該届出が行われない場合に、職権で種別変更を行う義務が行政に課せられているわけではなく、また、同法上、当該届出についての周知義務が行政に課せられているわけでもないことから、当該届出が行われない場合の実際の被保険者種別と年金記録との不整合について法律に違反するような行政の瑕疵や不作為があったとは考えていない。

しかしながら、実際の被保険者種別と年金記録との不整合が生じている者に対する種別変更の届出の勧奨や当該勧奨に応じない場合の職権による種別変更に係る旧社会保険庁の取組が不十分であり、実際には第1号被保険者であった期間も含め、第3号被保険者としての年金記録を、事実上、真正な記録と認めて行ってきた同庁の対応を踏まえると、第3号被保険者期間として記録管理されていた期間が実際には第1号被保険者期間であった事実が事後的に判明した場合に、同法に基づき、当該事実に合わせてこれらの年金記録を過去に全て遡って職権で訂正することは、多くの年金受給権者及び被保険者に不測の不利益を生じさせ、年金制度に対する国民の信頼をも損ねることとなることから、御指摘の措置（以下「本件措置」という。）は、あえて、現状の年金記録を変更せずに尊重することにより、国民に大きな負担を強いることなく、現行の年金制度を運用しようとするものであり、このことが法的に許されないものとは考えていない。

（注） 答は問1及び問3に対する回答

第3号被保険者の不整合記録の状況について（粗い推計）

1 不整合記録を有する対象者数等について

- 第3号被保険者から第1号被保険者に種別変更した者の昭和61年度からの累計

1,913万人

(注) 昭和61年度から平成21年度までの第3号被保険者数の累計に、直近5ヶ年の平均種別変更割合(約7%)を乗じて算出。

- 現在、不整合記録を有する対象者数

不整合記録を有し、年金額に 影響があると考えられる者 (右の内数)	(不整合記録を有する者)
---	---	------------	---

全体	<u>47.5万人</u>	97.4万人
受給者	5.3万人	14.3万人
被保険者等	42.2万人	83.1万人

(注1) 日本年金機構の社会保険オンラインシステムの中から抽出した不整合記録を有する者のデータ等を用いて取り急ぎ粗い推計を行ったもの。

(注2) 不整合月数が1ヶ月以上のものは年金額に影響があると考えられる。なお、不整合月数とは、本来ならば第1号被保険者として記録すべきところ、第3号被保険者として記録されている月数のことをいう。ただし、直近2年の間にある当該月数を除く。

- 過去に2年以上遡って不整合記録を訂正し、年金額に影響があると考えられる者の昭和61年度からの総数

全体	<u>117.6万人</u>
受給者	50.3万人
被保険者等	67.3万人

(注) 日本年金機構の社会保険オンラインシステムの中から抽出した過去2年以上遡って記録を第3号被保険者から第1号被保険者に種別変更した者の数である。

2 不整合記録を有し、年金額に影響があると考えられる者の不整合月数について

受給者	一人あたりの不整合月数	<u>約6.8月</u>
	不整合月数が最も長い者の不整合月数	<u>128月</u>
被保険者等	一人あたりの不整合月数	<u>約23.5月</u>
	不整合月数が最も長い者の不整合月数	<u>224月</u>

(注1) 日本年金機構の社会保険オンラインシステムの中から抜き出した本人と配偶者の年金記録が不整合となっているケースのデータを用いて取り急ぎ粗い推計を行ったもの。

(注2) 年金額への影響の有無の考え方等については、上記の(注2)と同じ。

第3号被保険者の不整合記録の状況（粗い推計）の推計方法について

- 社会保険オンラインシステムにおけるデータ、当該データを活用したサンプル調査（無作為に不整合記録を有する受給者700人、被保険者等700人を抽出）及びいわゆる「運用3号」による取扱いを受けることを申し出た者のデータなどから推計。

〔推計にあたっての基本事項〕

I. 「本人の記録と配偶者の記録が不整合となっている者」（以下「3号⇔1号対象者」という）

- i 社会保険オンラインシステムより「3号⇔1号対象者」の96.1万人を抽出。（受給者13.5万人①、被保険者等82.6万人（このうち、死亡者を除くと78.6万人②）（サンプル調査における死亡者の割合から推計））
- ii サンプル調査から不整合月数が1ヶ月以上のもので年金額に影響がある者の割合を算出（受給者：34.4%③、被保険者等：48.5%④）。

II. 「本人の記録と扶養されていた記録が不整合となっている者」（以下「扶養外れ対象者」という）

- i いわゆる「運用3号」による取扱いを受けることを申し出た者の「3号⇔1号対象者」に対する「扶養外れ対象者」の割合（約5.7%⑤）を算出。
- ii いわゆる「運用3号」による取扱いを受けることを申し出た者のうち、「扶養外れ対象者」から不整合月数が1ヶ月以上のもので年金額に影響がある者の割合を算出（受給者、被保険者ともに90.4%⑥を使用）。

不整合記録を有する者（全体）	97.4万人	①+⑥
受給者①（ア+イ）	14.3万人	ア 「3号⇔1号対象者」・・・13.5万人（①） イ 「扶養外れ対象者」・・・0.8万人（①×⑤=13.5万人×5.7%）
被保険者等②（ウ+エ）	83.1万人	ウ 「3号⇔1号対象者」・・・78.6万人（②） エ 「扶養外れ対象者」・・・4.5万人（②×⑤=78.6万人×5.7%）
不整合記録を有し、年金額に影響があると考えられる者（全体）	47.5万人	③+④
受給者③（オ+カ）	5.3万人	オ 「3号⇔1号対象者」・・・4.6万人（①×③=13.5万人×34.4%） カ 「扶養外れ対象者」・・・0.7万人（イ×⑥=0.8万人×90.4%）
被保険者等④（キ+ク）	42.2万人	キ 「3号⇔1号対象者」・・・38.1万人（②×④=78.6万人×48.5%） ク 「扶養外れ対象者」・・・4.1万人（エ×⑥=4.5万人×90.4%）

第3号被保険者から第1号被保険者に種別変更した者の昭和61年度からの累計	1,913万人	昭和61年度から平成21年度までの第3号被保険者数（年度末）の累計（約2.75億人）に、平成17年度～平成21年度の平均種別変更（約7%）を乗じて算出。
--------------------------------------	---------	--

不整合記録を有する年金受給者の不整合記録の開始年度別状況(粗い推計)

不整合開始年度	割合	人数
昭和61年度	21.6%	約11,400人
昭和62年度	7.5%	約4,000人
昭和63年度	6.6%	約3,500人
平成元年度	10.8%	約5,700人
平成2年度	3.3%	約1,800人
平成3年度	3.7%	約2,000人
平成4年度	1.2%	約700人
平成5年度	1.2%	約700人
平成6年度	0.4%	約200人
平成7年度	2.9%	約1,500人
平成8年度	7.1%	約3,700人
平成9年度	10.8%	約5,700人
平成10年度	5.4%	約2,900人
平成11年度	5.4%	約2,900人
平成12年度	2.9%	約1,500人
平成13年度	2.5%	約1,300人
平成14年度	0.8%	約400人
平成15年度	2.5%	約1,300人
平成16年度	1.2%	約700人
平成17年度	1.2%	約700人
平成18年度	0.4%	約200人
平成19年度	0.4%	約200人
平成20年度	0.0%	約0人
平成21年度	0.0%	約0人
計	100.0%	約5.3万人

(注1)平成23年4月に公表した日本年金機構の社会保険オンラインシステムの中から抜き出した不整合記録を有する者のデータ等を用いた粗い推計をもとに作成。

(注2)5.3万人の受給者は、不整合月数が1か月以上あり年金額に影響があるものとして推計し、公表しているもの。

(注3)

・昭和63年度以降、配偶者が厚生年金の場合で不整合記録が生じている者など、一定程度、種別変更の届出を勧奨。

・平成10年度以降は、次の①と②の情報に基づき、不整合記録が生じている者を把握して種別変更の届出を勧奨。

(現在の勧奨対象者と同範囲の勧奨を開始)

①配偶者が第2号被保険者でなくなったことに関する情報

②本人が被扶養配偶者でなくなったことに関する情報

・平成17年度以降は、勧奨状を送付した後にも届出がない者に対し、職権により種別変更を実施。

不整合記録の開始年度別状況(粗い推計)

不整合開始年度	受給者 (注1)	不整合記録の 開始年度割合	被保険者等 (注2)	不整合記録の 開始年度割合	受給者 + 被保険者等	不整合記録の 開始年度割合
昭和61年度	約73,200人	13.2%	約69,800人	6.4%	約143,000人	8.7%
昭和62年度	約58,600人	10.5%	約61,400人	5.6%	約120,000人	7.3%
昭和63年度	約56,000人	10.1%	約79,100人	7.2%	約135,100人	8.2%
平成元年度	約53,900人	9.7%	約84,600人	7.7%	約138,500人	8.4%
平成2年度	約46,300人	8.3%	約75,500人	6.9%	約121,800人	7.4%
平成3年度	約41,500人	7.5%	約56,700人	5.2%	約98,200人	5.9%
平成4年度	約32,300人	5.8%	約57,000人	5.2%	約89,300人	5.4%
平成5年度	約30,800人	5.5%	約58,900人	5.4%	約89,700人	5.4%
平成6年度	約15,300人	2.8%	約41,100人	3.8%	約56,400人	3.4%
平成7年度	約12,300人	2.2%	約31,200人	2.8%	約43,500人	2.6%
平成8年度	約19,500人	3.5%	約48,300人	4.4%	約67,800人	4.1%
平成9年度	約43,800人	7.9%	約64,600人	5.9%	約108,400人	6.6%
平成10年度	約15,800人	2.8%	約32,800人	3.0%	約48,600人	2.9%
平成11年度	約15,100人	2.7%	約35,700人	3.3%	約50,800人	3.1%
平成12年度	約10,900人	2.0%	約36,700人	3.4%	約47,600人	2.9%
平成13年度	約8,500人	1.5%	約30,800人	2.8%	約39,300人	2.4%
平成14年度	約6,900人	1.2%	約45,200人	4.1%	約52,100人	3.2%
平成15年度	約3,500人	0.6%	約49,000人	4.5%	約52,500人	3.2%
平成16年度	約2,800人	0.5%	約35,100人	3.2%	約37,900人	2.3%
平成17年度	約6,400人	1.2%	約40,600人	3.7%	約47,000人	2.8%
平成18年度	約1,700人	0.3%	約33,700人	3.1%	約35,400人	2.1%
平成19年度	約900人	0.2%	約25,200人	2.3%	約26,100人	1.6%
平成20年度	約0人	0.0%	約2,000人	0.2%	約2,000人	0.1%
平成21年度	約0人	0.0%	約0人	0.0%	約0人	0.0%
計	約556,000人	100.0%	約1,095,000人	100.0%	約1,651,000人	100.0%

(注1) 日本年金機構の社会保険オンラインシステムの中から抽出した不整合記録を有する者のうち、不整合月数が1ヶ月以上あり年金額に影響があると考えられる受給者(5.3万人。平成22年3月時点)及びオンラインシステムの中から抽出した過去2年以上遡って記録を第3号被保険者から第1号被保険者に種別変更し、年金額に影響があると考えられる受給者(50.3万人。平成23年3月時点)をサンプル調査により求められた不整合記録の開始年度割合で配分したもの。

(注2) 日本年金機構の社会保険オンラインシステムの中から抽出した不整合記録を有する者のうち、不整合月数が1ヶ月以上あり年金額に影響があると考えられる被保険者等(42.2万人。平成22年3月時点)及びオンラインシステムの中から抽出した過去2年以上遡って記録を第3号被保険者から第1号被保険者に種別変更し、年金額に影響があると考えられる被保険者等(67.3万人。平成23年3月時点)をサンプル調査により求められた不整合記録の開始年度割合で配分したもの。

不整合記録の訂正年度別状況(粗い推計)

不整合記録の訂正年度	受給者 (注1)	不整合記録の訂正年度割合	被保険者等 (注2)	不整合記録の訂正年度割合	受給者 + 被保険者等	不整合記録の訂正年度割合
昭和61年度	-	-	-	-	-	-
昭和62年度	-	-	-	-	-	-
昭和63年度	約4,300人	0.9%	約1,000人	0.1%	約5,300人	0.5%
平成元年度	約10,000人	2.0%	約5,900人	0.9%	約15,900人	1.4%
平成2年度	約7,200人	1.4%	約8,900人	1.3%	約16,100人	1.4%
平成3年度	約15,100人	3.0%	約18,800人	2.8%	約33,900人	2.9%
平成4年度	約13,700人	2.7%	約16,800人	2.5%	約30,500人	2.6%
平成5年度	約14,400人	2.9%	約19,800人	2.9%	約34,200人	2.9%
平成6年度	約20,800人	4.1%	約14,800人	2.2%	約35,600人	3.0%
平成7年度	約71,100人	14.1%	約81,200人	12.1%	約152,300人	13.0%
平成8年度	約123,600人	24.6%	約200,900人	29.9%	約324,500人	27.6%
平成9年度	約49,600人	9.9%	約90,100人	13.4%	約139,700人	11.9%
平成10年度	約10,000人	2.0%	約19,800人	2.9%	約29,800人	2.5%
平成11年度	約14,400人	2.9%	約22,800人	3.4%	約37,200人	3.2%
平成12年度	約19,400人	3.9%	約18,800人	2.8%	約38,200人	3.2%
平成13年度	約22,300人	4.4%	約17,800人	2.6%	約40,100人	3.4%
平成14年度	約18,700人	3.7%	約10,900人	1.6%	約29,600人	2.5%
平成15年度	約17,200人	3.4%	約15,800人	2.3%	約33,000人	2.8%
平成16年度	約14,400人	2.9%	約17,800人	2.6%	約32,200人	2.7%
平成17年度	約14,400人	2.9%	約13,900人	2.1%	約28,300人	2.4%
平成18年度	約9,300人	1.8%	約11,900人	1.8%	約21,200人	1.8%
平成19年度	約9,300人	1.8%	約17,800人	2.6%	約27,100人	2.3%
平成20年度	約10,800人	2.1%	約18,800人	2.8%	約29,600人	2.5%
平成21年度	約6,500人	1.3%	約16,800人	2.5%	約23,300人	2.0%
平成22年度	約6,500人	1.3%	約11,900人	1.8%	約18,400人	1.6%
計	約503,000人	100.0%	約673,000人	100.0%	約1,176,000人	100.0%

(注1) 日本年金機構の社会保険オンラインシステムの中から抽出した過去2年以上遡って記録を第3号被保険者から第1号被保険者に種別変更し、年金額に影響があると考えられる受給者(50.3万人。平成23年3月時点)をサンプル調査により求められた不整合記録の訂正年度割合で配分したものを。

(注2) 日本年金機構の社会保険オンラインシステムの中から抽出した過去2年以上遡って記録を第3号被保険者から第1号被保険者に種別変更し、年金額に影響があると考えられる被保険者等(67.3万人。平成23年3月時点)をサンプル調査により求められた不整合記録の訂正年度割合で配分したものを。

日本年金機構における事務処理誤り 平成23年9月7日公表資料より抜粋

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
58	実態としては第1号被保険者であったにもかかわらず、年金記録上は第3号被保険者のままとされている期間の特例的な対応(いわゆる「運用3号」)における適用誤りについて	確認・決定誤り	本部	国民年金部 年金給付部	2011年1月1日～ 2011年2月24日	2011年2月24日	○第3号被保険者の不整合記録に係る特例的な対応(いわゆる「運用3号」)について、平成22年12月15日付で厚生労働省年金局事業管理課長から通知を受け、機構本部では、「運用3号の適用を平成22年12月15日以降の受付分とする」と指示を行いました。 ○しかしながら、一部の年金事務所において平成22年12月14日以前の受付分について、運用3号を適用していたことが判明しました。	○運用3号の適用に関する機構本部の指示内容に不明確な点があったため、一部の年金事務所において本来の取扱い(平成22年12月15日以降の受付分について適用)と異なる取扱いをしたものです。	155名	過払い	4,751,822	○誤って運用3号を適用した方については、個別に年金事務所からお詫びをされるとともに、年金記録を第1号被保険者未納期間に訂正しました。 ○また、お支払した年金額に過払いが生じた23名のお客様に対しては、過払い分の返納をお願いしました。	○機構本部から指示・依頼を発出する場合には、現場に分かりやすい文書となるよう研修会を開催し、徹底を図りました。	内部

年金記録問題検証委員会報告書（平成 19 年 10 月）より抜粋

I 年金記録問題発生の本質にある問題

（中略）

（「裁定時主義」の問題）

7. 社会保険庁は、これまで「年金保険料の納付の有無、職歴等は本人が良く知っているはずであり、年金給付の裁定請求時や相談時などには本人が来るのだから、その時に社会保険庁の保有している記録と突き合わせて確認し、齟齬があれば直せば良いという事務処理上の考え方」（裁定時主義。下記（注）参照）を採ってきた。

裁定請求時の年金記録に過誤がある可能性は否定できないので、裁定請求時に本人に確認することは必要である。しかし、記録の正確性は社会保険庁として業務運営全般を通じて責任を持って確保すべきものであり、裁定請求時などに本人に記録を確認するのはあくまで補助的手段である。

社会保険庁は被保険者等に関する記録の作成の過程全般にわたって、記録の正確性を常に確保する業務運営を行うべきであって、それが裁定時における基本的な資料となるべきものである。したがって、その時々々の記録の管理が正確・厳格に行われていることが、年金記録の管理に関する業務処理の前提となる。しかし、社会保険庁は、現実には裁定時主義という安易な考え方の下に、そうした厳密な姿勢を欠いたまま業務処理を行ってきた。

（注）この事務処理上の考え方に関しては、社会保険庁は厚生年金保険法第 33 条等を援用し「申請主義」という言い方をしている。しかし、これらの条項は、申請に基づき裁定が行われることを規定しているだけであって、年金記録を裁定の時点まで不確実なまま放置することを許容しているものではない。したがって、委員会としては、最終的に裁定請求時に記録の確認を行えばよいという社会保険庁のこの考え方を、以下「裁定時主義」ということとする。